（無線局運用規則の一部改正）

第四条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特別業務の局及び標準周波数局の運用） **第百四十条**　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。次条において同じ。）、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。）及びＡ三Ｅ電波一、六二〇Ｈｚ又は一、六二九Ｈｚ kの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。 ［一～三　略］ **第百四十条の二**　特別業務の局のうち、携帯無線通信等を抑止する無線局の運用については、次の各号に掲げるとおりとする。 一　通信を抑止することにより緊急通報、災害発生時における連絡その他の緊急時の通信が行えないことを十分認識し、緊急時においては直ちに運用を停止し、又は通信を抑止する範囲内にいる者に必要な情報の伝達その他の必要な措置を講じなければならない。 二　通信を抑止する時間は、必要最小限でなければならない。 三　通信を抑止する範囲及び時間において、当該範囲内にいる者に対して、通信ができない旨の表示その他の周知を十分に行わなければならない。 四　通信の抑止を目的としない範囲に抑止の効果が及んでいないことを定期的に確認するとともに、通信の抑止を目的としない範囲に抑止の効果が及んでいると判明した場合は、直ちに無線局の運用を停止しなければならない。	（特別業務の局及び標準周波数局の運用） **第百四十条**　特別業務の局（設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びＡ三Ｅ電波一、六二〇Ｈｚ kＨｚ又は一、六二九Ｈｚ kの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。 ［一～三　同上］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第五条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第七節の二の二　略］ 第七節の二の三　他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備（第五十四条の三） 第七節の二の四　携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備（第五十四条の四） ［第七節の三～第九節　略］ ［第五章　略］ 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節～第七節の二の二　同上］ 第七節の二の三　他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備（第五十四条の三） ［第七節の三～第九節　同上］ ［第五章　同上］ 附則